

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 岡山厚生年金 事案 1413

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち平成11年12月1日から13年9月13日までの期間及び申立期間②のうち14年11月1日から17年12月1日までの期間に係る標準報酬月額を、11年12月から12年11月までは12万6,000円に、12年12月から13年8月までは13万4,000円に、14年11月から16年11月までは20万円に、16年12月から17年11月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月1日から13年9月13日まで  
② 平成14年11月1日から18年7月1日まで

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額と相違しているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち平成11年12月1日から13年9月13日までの期間及び申立期間②のうち14年11月1日から17年12月1日までの期間については、申立人が居住する市が保管する給与支払報告書（平成12年分から18年分まで）、申立人が所持する所得税の確定申告書（平成12年分及び13年分）及び給与所得の源泉徴収票（平成15年分から18年分まで）に記載された社会保険料控除額等から標準報酬月額を推認し、11年12月から12年11月までは12万6,000円に、12年12月から13年8月までは13万4,000円に、14年11月から16年11月までは20万円に、16年12月から

17年11月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び②に係る事業主はいずれも誤った報酬月額を届け出たことを認めていることから、上記事業主は源泉徴収票等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は上記報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち平成10年12月1日から11年12月1日までの期間及び申立期間②のうち17年12月1日から18年7月1日までの期間については、申立人が居住する市が保管する給与支払報告書（平成11年分及び18年分）から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回ることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所B事務所における資格取得日に係る記録を昭和20年8月1日に、資格喪失日に係る記録を21年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20年8月から同年10月までは50円、21年5月は90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①にあっては明らかでない、申立期間②にあっては履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月1日から同年11月1日まで  
② 昭和21年5月31日から同年6月1日まで

A事業所C事務所に昭和20年8月1日付けで採用されてから、22年9月30日の同事業所解散までの勤務期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録（写し）及び同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②において、A事業所C事務所に職員として勤務していたことが認められる。

また、A事業所C事務所において勤務していた同僚は、職員であれば社会保険加入についての区別は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていると思う旨証言しているのに加えて、申立人のことを覚えている他の同僚は、申立人は、厚生年金保険に当然加入していたと思う旨証言している。

さらに、上記同僚は、A事業所C事務所は同事業所B事務所の現地出張所であった旨を、また、同事業所B事務所に勤務していた同僚は、同事業所C事務所に係る人事・給与等は全て同事業所B事務所が行っていた旨を証言しているところ、オンライン記録によると、同事業所C事務所に勤務していた同僚（複数）は昭和21年6月1日に同事務所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間においては同事業所B事務所で被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をA事業所B事務所の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人の昭和20年11月及び21年4月のオンライン記録から、20年8月から同年10月までは50円、21年5月は90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所B事務所及び同事業所C事務所は既に解散しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和21年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主はこれを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 27 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 3 月 1 日から 45 年 8 月 21 日まで

脱退手当金の確認はがきを受け取って、脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。当時は、脱退手当金の制度自体を知らなかった上、退職後すぐに転居しており、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和45年12月16日に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。